

①平成30年度「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」について

○平成29年3月 いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議 設置

○同年、4月 「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」に設定
(4月とした理由)

年度当初、進学・就職等に伴い、若者の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まることが予想される時期であることから、若年層の女性に対する性的な暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、若年女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を集中的に実施するもの。

(具体的な取組)

- ・取締り等の強化
- ・被害防止のための教育・啓発の強化
- ・相談体制の充実

【本市の取組予定について】

- ・月間に関する周知、広報活動として、市広報誌（4月号）、市ウェブサイト及び本庁舎東側電光掲示板への掲載

※市ウェブサイトでは、内閣府男女共同参画局のウェブサイトへのリンク

②羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議の設置について

第3期羽曳野市男女共同参画推進プランに基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に向けた庁内組織の円滑な連携を図るため、羽曳野市配偶者暴力被害者支援連絡会議を設置（平成29年11月1日施行）

○所掌事務

- (1) 配偶者からの暴力に関する情報の共有化に関すること。
- (2) 配偶者からの暴力の防止に対する研修及び啓発に関すること。
- (3) 被害者に対する支援を行うための体制の構築に関すること。
- (4) 被害者に対する具体的な支援に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被害者支援を行うために必要と認められること。

○連絡会議（18課）所属長で構成し、総括的な事項を担当

会長：市民人権部長

構成：情報政策課、こども課、税務課（課税担当・納税担当）、福祉総務課（総務担当・生活支援担当）、福祉支援課、保険年金課、高年介護課、地域包括支援課、健康増進課、市民課、支所、建築住宅課、学校教育課、社会教育課、選挙管理委員会事務局、人権推進課

○実務者会議（18課）具体的な事項について検討及び連絡調整を担当

議長：人権推進課長

構成：連絡会議に参画する委員（所属長）が指名する実務者

○事例検討会議 緊急時等における対応策の検討

構成：実務者会議を構成する実務者のうち、実務者会議の議長が指名する者

③住民基本台帳における支援措置に関する意見付与の取り扱いについて

○住民基本台帳における支援措置とは

配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者（以下「DV等被害者」といいます。）の方については、市区町村に対して住民基本台帳事務におけるDV等支援措置（以下「DV等支援措置」といいます。）を申し出て、「DV等支援対象者」となることにより、加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票（除票を含む）の写し等の交付」、「戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付」の請求・申出があっても、これを制限する（拒否する）措置が講じられます。（総務省ウェブサイトより）

- 支援措置は、各市町村の住民課（本市では市民課）へ申し出ます。
- 「意見付与」とは、支援措置の必要性を確認するため、警察や配偶者暴力相談支援センターなどから意見聴取するもの。
- 現在は、DV等被害者の相談に対応している部署の長の意見により確認を行うことについて差し支え無しとされたことから、本市の市民課において「羽曳野市ドメスティック・バイオレンス等の被害者支援に関する住民基本台帳事務取扱要綱が平成29年6月に施行されたことを受け、DV等を含む相談「女性相談」を所管する人権推進課において「意見付与」を行うこととした。（平成29年11月～）

（人権推進課において対応するもの）

区分	対応	申出者について
A	○	配偶者等暴力被害者
B	△	ストーカー行為等被害者 ※ストーカー行為については、加害者の行動がエスカレートする恐れがあることから、被害者の安全を第一に考え、警察での相談を促し、意見付与についても警察で対応してもらうよう説明するのが最良と考える。しかしながら、警察において意見付与されない場合もあることから、「女性相談」において被害等状況をうかがうこととする。
C	×	児童虐待の被害者
D	○	① デートDV被害者 （交際相手からの暴力） ※区分A（配偶者等暴力被害者）と同様の対応とする。 ②区分Cに基づき支援を受けていて、 18歳に達した後も引き続き支援を必要とする被害者 ※これまで相談を受けていた 児童相談所 からつないでもらうことが望ましい。 ③ 18歳に達するまでに児童虐待が顕在化しなかった被害者